

第70回

滋賀県国土利用計画審議会

議 事 録

平成29年（2017年）9月7日（木）

午前10時～12時

滋賀県庁北新館3階 中会議室

第70回滋賀県国土利用計画審議会議事録

1 日 時

平成29年(2017年)9月7日(木)午前10時~12時

2 場 所

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁北新館3階中会議室

3 出席委員(五十音順、敬称略)

浅見 佳世	常葉大学社会環境学部 准教授	自然
上田 和子	J Aしが女性協議会 会長	農業
小川 圭一	立命館大学理工学部 教授	交通問題
北村 邦彦	公募委員	公募委員
小杉 緑子	京都大学大学院農学研究科 教授	林業
佐伯 祐二	同志社大学大学院司法研究科 教授	法律
崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長	社会福祉
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター 教授	水問題
辻田 素子	龍谷大学経済学部 教授	経済
野村 昌弘	滋賀県市長会 (栗東市長)	地方行政
花房 正信	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 専務理事	労働
深川 良一	立命館大学理工学部 教授	防災

4 会議次第

(1) 開 会

挨拶(浅見県民生活部次長)

(2) 議 題

- ・滋賀県国土利用計画審議会会長の選出について
- ・滋賀県土地利用基本計画の変更について

(3) 閉会

1 開会

挨拶（県民生活部次長）

（委員事項紹介、事務局紹介）

2 議題

（1）滋賀県国土利用計画審議会会長の選出について

会長の選出、会長氏名代理について以下のとおり議決された。

- ・会長 清水委員(京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター教授)
- ・会長代理 深川委員(立命館大学理工学部 教授)

（2）滋賀県土地利用基本計画の変更について

○清水会長

滋賀県土地利用基本計画の変更について、議事の資料の説明を事務局から願いたい。

（資料1～6により事務局説明）

○清水会長

なかなか複雑で分かりにくいですが、自身の整理のためにも少し付け足ささせていただく。

資料2の真ん中に土地利用基本計画というものがあるが、今回と来年1月の審議会で審議するのは、計画図の上の方の土地利用基本計画（素案）の部分をどうしていくかということだと思う。

その前提として、前年度、今年の平成29年3月に、その基になる滋賀県国土利用計画というものができている。もちろん、今回土地利用基本計画を変更することなので、現行計画というものがあり、それが資料2の右側にある。この左と右側が挟まれて新しく変更するものを真ん中でつくっていかうということである。

それで、その真ん中の土地利用基本計画（素案）であるが、今回の知事からの文書では、これを変更するのだということである。

いまの説明だと、これは私の理解だが、その資料2の土地利用基本計画（素案）の真ん中に、（3）地域別の土地利用の基本方向がある。ここまでは滋賀県国土利用計画と現行の土地利用基本計画の項目の入れ替えと言うか、書き方の変更ということだけで、ここまではについては、いままでどおり、あるいは滋賀県国土利用計画の内容が入ってくるという理解でよろしいか。

ですから、ここの審議会では、土地利用基本計画の素案の前文から（3）の地域別の土地利用の基本方向までは、いま簡単に説明されたが、それでよろしいですということを、

まずここを認識として一致させないと思うが、如何か。この部分を変えらるとなると、滋賀県の国土利用計画をもう一度というような話になり、これはもう審議が終わり、策定されているおり、難しいかと思うので、それをまず御理解いただきたい。

この審議会での審議は、資料2の真ん中の土地利用基本計画（素案）の（4）土地利用の原則の中身と、その下の土地利用に関する調整指導方針、ここを平成29年3月に策定された滋賀県国土利用計画をにらみながら、新しいものに変更していくということになるかと思う。よろしいか。

それでは、それを御理解いただいて、いまから審議していくというのは、具体的にいうと資料4の14ページから始まる（4）土地利用の原則プラス、資料5の最後のこの表。この内容を御審議いただくというかたちになる。

事務局も、そういう理解でよろしいか。

○事務局

そうです。

○清水会長

それでは、何か御意見がありましたら、願います。

私の方から一つ、事務局に伺いたいが、14ページのアの都市地域の説明で、網掛けした部分を説明されたときに、「または指定されることが予定される」のところで、上位計画がというような説明があったが、これをもう少し説明していただくことは可能か。

○事務局

先ほどの資料1の裏をもう一度御覧いただきたいと思いますが、ここの中で、「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「森林法」「自然公園法」「自然環境保全法」がありますが、この5法がまず、先に成立しておりました。

高度経済成長期の日本で、それぞれの法律で守るべき地域を調整しようというのが、この「国土利用計画法」で、昭和49年に成立した法律であります。

例えば「都市計画法」でございましたら都市計画区域、「農業振興地域の整備に関する法律」であれば農業振興地域というものがあり、各法律で区域分けされています。「森林法」につきましても、地域森林計画という計画が、法律を基に策定されます。

この土地利用基本計画は、いわゆる上位計画として、各法律の計画区域を変更しようとする場合には、原則としてあらかじめ土地利用基本計画の計画図を変更した上で変更するという運用を行っています。そういうこともあり、先ほどの説明の中で、上位計画であるということをお申し上げました。

○清水会長

いま策定しようとしている滋賀県土地利用基本計画が、法律上は個別の「都市計画法」「森林法」に基づく計画よりは上に来るという理解である。

ただ、いま説明があったように、法律のできた年代が、個別法の方が古かったこともあり、行政的にはこちらが上位計画といえども、上位から下の方という流れがなかなか難しい状況ではあると思う。これは土地利用だけではなくて、いろいろな場所に、いろいろな意味でうまくいかないというか、いままでの経緯を踏まえなければいけないところだと思う。

ただ、皆さん上位計画の方へという方向性は、意識として持つておられると思うので、あくまでもこの基本計画が上位計画であるということは頭に置いていただきたいということである。

○野村委員

各市町は市町国土利用計画をはじめ、総合計画など、いろいろやっているが、そうしたもののよりも、滋賀県の国土利用計画の方がということか。確認であるが、まずはそこをお聞きしたいと思います。

○事務局

法律上の位置付けは、あくまで、市町が策定される市町国土利用計画は、全国の国土利用計画および県の計画を基本としてということになっております。

○野村委員

そこでいうと、市町でつくる国土利用計画も、そういう関係になるということか。

○事務局

市町の国土利用計画は、あくまでこの国土利用計画の都道府県計画を基本としていただかなければならない。法では、市町国土利用計画が策定された時は、県に報告をしなければならず、この審議会で市町計画の審議で御意見いただき、県として勧告できるというような仕組みにはなっています。

しかし、基本とするということになってはいますが、計画の一言一句が同じでないといけないとか、基本方針がまったく同じなければならないということではありません。

○野村委員

そうですね。

○事務局

滋賀県国土利用計画と基本的な方向性が変わらないようにということである。

○野村委員

どうしてもこれからやっていくところなので、そこだけはちゃんと、押さえておかないといけないところだと思う。それと、もう一点。

15 ページの農業地区、農業地域の関係の話ですが、総務省の規制緩和で、市町村区域でだいたい4ヘクタール未満は、開発やらいろいろ、市町の範囲内でやりなさいというような緩和があった。そういうものが、私はこれを読んでいても、どこを見れば、例えば別の計画にはまっているというのが、ちょっと見えない。

規制緩和があったが、ああいったものが、どういうところに読み取れるのかなと聞いてみたい。一つ一つの個別事例によると思うが、計画に基づいて、いろいろやっていくものだが、こういうところに一文を引用していますよというようなことは、やはりないのか。

○事務局

土地利用基本計画との関係で申しますと、例えば、農業地域を変更する場合は、土地利用基本計画の変更を行った上でやっていただくということになり、この審議会でも御審議いただくということになります。

委員がおっしゃっていただいたのは、いままで県がやっていた農地転用の許可の話ですか。

○野村委員

それは、この計画で扱うものではないということか。

○事務局

この土地利用基本計画の中で、そういう権限委譲の話が入るとか、そういったものではありません。

○野村委員

分かりました。

○事務局

利用の方向性について、この計画で定めさせていただくものです。

○野村委員

はい、了解しました。

○事務局

もちろん市町の方に権限委譲されている部分はあるということですが、土地利用計画の中でそういった文言が当てはまるということではないということです。

○清水会長

いまの、この場で審議しますとおっしゃったのは、もしその土地利用が変更された場合、規制緩和の中で変更された場合に、ここで審議するということですか。

○事務局

ちょっとややこしいのですが、区域分けの話と、農地転用許可の話はまた別というか、別の法律の話です。

区域分け、ゾーニングという農業地域の区域の変更につきましては、この国土利用計画審議会でも審議していただくということです。一方、農業地域の中でも、農地転用しやすい区域等もありますが、個別の転用許可権限は市町に権限移譲されている部分があるということです。

○野村委員

もう少しだけ。いまのおっしゃっているその部分の大枠を滋賀県で決めるようなこと、例えば、ゾーニング、区域分けをこれだけを守ろうではないかというようなことは、何か県であるのか。農業だけと違って、ほかの部分も含めてですが。何か持っていないと、できないこともあるでしょうし。

○事務局

農業地域の変更については、区域分けにつきましては、法律上は今までと何ら考え方が変わっていないので、基本的に今までと同じということです。

○野村委員

はい。

○清水会長

この土地利用基本計画において市町との整合性という意味では、資料6になりますが、12月に市町長意見聴取という、ここで審議した素案が各市町に回って、そこでも見ていただいて、各市町長さんから意見が来て、それで整合性を取っていきましょう、ということかと。

○野村委員

そうですね、はい。

○清水会長

ですから、もちろん野村委員に出てきてもらっているのは、そういう意味ですし、まったく市町に情報が行かずに、こっちで勝手に決めていますなんていうことは、あり得ない話なので、ここは御理解いただければと思う。それで、プラス、市町にも御協力をお願いしますということになると思う。

○事務局

そうです。はい。

○清水会長

私も、もう1点、いいか。これは意見だが、先ほどの森林の説明の「公益的機能」という文言を「多面的機能」に変えますという話があった。

滋賀県の国土利用計画に、先ほど参照された資料4、14ページの左側のイの森林の3段落目の上から2行目、「将来にわたり、森林がその多面的機能を発揮できるよう」、という部分があり、ここの多面的機能という文言を持ってこられたということであるが、でも、その上に、イの森林の1段落目、「森林については県土の保全や近隣県における水資源の安定供給に寄与している琵琶湖の水源の涵養なり、重要な役割を果たすことから」、その後「温室効果ガス吸収源対策や生物多様性保全への対応、国内外の木材」のうんぬんと、この温室効果ガスとか、生物多様性というのがある。私の意見としては、多面的機能の一言で言ってしまうと何か意味合いが薄れるなという気がする。

最近で言うと、生態系サービスという考え方があり、森林を含めて自然というのは、なかなか数値化できないが見えないものも供給しており、いろいろな害を抑制するための貢献だとか、文化的サービスがあったりするので、そういうのを単に「多面的」と言ってしまうと、何かぼんやりしている感じがする。むしろ公益という言葉を残されてはどうかと思った。

それと、引き続いてですが、16ページで、水源森林地域に分けた。ここの真ん中の16ページの上の文章を読んでいますと、公益性というのは、何か消えている。「水源森林地域およびその他の森林」と書いてあるのですが、その他の森林、水源森林地域も含めてその他の森林、あるいは、この前の保安林も含めて、地球温暖化とか、そういうものに対する抑制機能みたいなものが何か薄まっている文章になっているという感じを受けた。

これからの、いまも含めて、もう地球温暖化は避けられないですが、何とか適応していきましょうということになっている時代に、やはり少しそちらの方の意図をもう少し前に出していただいてもいいのかなと思う。

いかがでしょう。検討するとの一言でもいいが。あるいは、委員の皆さんどうか。

○小杉委員

多面的機能というのが、少し前は公益的機能と言っていたのだが、最近、林野庁で多面的機能という言葉の統一して使うようになって、「林業白書」だとか、林野庁のホームページなどでは、ちょっと前から「多面的機能」に変わっている。

確かにいまおっしゃっているような、いろいろなことを想起できるような言葉でないといったら、ないかもしれませんが、国の枠組みに従うという意味では、多面的機能という言葉かなと思う。

もう少し書き込むということであれば、多面的機能について、少し書き込むということがあるかなと思う。先ほどおっしゃっていたような生態系サービスという言葉は、こちらでも最近広がってきていますし、もう少しこれについて記述を加えるなどしてもいいかと思う。

多面的機能という言葉自体は、そういう方向性になってきていますので、それはそろえてもいいのかなと思う。

○清水会長

ありがとうございます。多面的機能という言葉は残していただいて。

○事務局

いま頂きました御意見を十分斟酌した上で、例示を出すとか、表現の工夫は森林部局とも調整させていただいて、検討させていただきたいと思う。

○上田委員

先ほど説明いただいたのですが、15 ページに荒廃農地の発生を防止と解消に努めるとあるが、その文言で終わっている。

先ほど、耕作放棄地と荒廃農地のその区分けを御説明いただきましたが、現場から見ますと、現状はほとんどが荒廃農地になりつつある。

というのは、耕作放棄地を指導して、草刈りをしてください、耕作するように努めてくださいと言っても、森林と農地の接点の地域は獣害で本当に困っておられる田畑が多いし、それと、次につなぐ後継者がおられない。

そういうところには中間管理機構が入れないということもありますので、農業地域としてのものすごく大きな問題が、荒廃農地を防ぐというこの一言で計画にされると、何か寂しいなと感じる。また違うところで審議されることかと思うが。

農業者として本当にもっと深く、県として議論し、今後の農業地をどのように考えておられるのかなということと思う。

近年、太陽光発電、ソーラーパネルが本当に増えてきた。獣害で困っているところは、そういうものが建たなくて、本当の農地、食料を補充する、確保できるような良い農地がソーラーパネルで覆われている滋賀県としましては、今後どのような計画で行っていくのかなというのが、現場からの目線として感じている。

○清水会長

あくまでも基本計画なので、具体的にここに何かを律するというのは難しいと思うが。ここでの議論にそぐわないのかもしれないが、今言われたようなことは、県の中での他の委員会とか課とか、どこかで議論される場所はあるのか。

○事務局

耕作放棄地の関係でということですか。

○上田委員

耕作放棄地の関係もそうですし、農業地に関して、ここでは簡単にまとめられてありますが、もっと違う場所で、もっと深く、中間管理機構に対しても深く議論されているのか。

○事務局

会長がおっしゃるとおり、ここは、大きな各分野の方向性だけを書かせていただいておりますけれども、農業の耕作放棄地の課題等については、農政部局の方できちんと審議して、計画等をつくっているという状況でございます。御意見は他部局にもお伝えさせていただく。

○清水会長

農業に関しては、人口構成とか、いろいろなことをおそらく考えないといけないので、できれば、いろいろな人たちが集まって、ラウンドテーブルで議論してもらうと一番いいのかなと思うが。

○上田委員

先ほど野村委員のおっしゃった市町の話もある。一般に滋賀県と言っても広いので、農業者自体も本当に、中山間地と、大中のように広いブランドでされているところとか、市町においてもいろいろ思いが違うので、皆さんや市町の御意見を現場目線で聞いていただくことが、この計画も含め必要かなと思うので、よろしく願います。

○清水会長

少し時間がありますし、今日が初めての方もおられる。第1回の審議会ですので感想で

もよろしいですから、一言ずつ何か頂ければと思うが、よろしいか。

○浅見委員

先ほどの説明ですと、資料2の真ん中でいくと、今日の審議事項の中に土地利用に関する調整指導方針、つまり資料5の最後のページが入っているという理解でよろしいか。

○清水会長

はい。その部分も含めて、御意見願う。

ちなみに、この大きな冊子「滋賀県における土地利用の現状と対策」が皆さんのお手元にあると思いますが、これの127ページに現行の調整指導方針の表が入っている。今日お配りいただいた表があったが、それが素案ということである。その二つを見比べながら議論いただくと、一番いいのかなと思う。

○浅見委員

いまおっしゃっていただきました、調整指導方針にどう反映させたかというのがよく分からなかったが、③と⑤が変わったということで、③と⑤を比較しますと、新しい方では、「水源涵養等の多面的機能を有する森林としての利用の現況に留意しつつ」といった、「多面的機能」という文言がここに入ったという理解で、まずよろしいか。

ほとんど感想なのだが、これを最初に読ませていただいたときに、かなり総花的に記載されていると感じた。いったいどのように理解したらいいのかなというのが、正直な感想。ここにあってこれを入れたという意図が、もうちょっと分かる説明だといいいかなという気がした。

○清水会長

資料5の最後のページの表ですが、これに「水源涵養等、多面的機能」という文言が入っている。これを入れた意図と言いますか、それをまずお聞きしたい。

○事務局

その部分の御説明と致しましては、先ほど資料4の16ページのところで、イの名称を、現行計画では、保安林以外の森林地域という区分にしておりましたけれども、この項目を、滋賀県水源森林地域保全条例を制定したことを受けまして、水源森林地域及びその他の森林という区分に変更を致しました。

特にその中でも、いわゆる琵琶湖の水源涵養として森林地域が重要であるということと、森林には多面的機能があるのだということを、この表の中の③と⑤につきましても、あらためてここで記載をさせていただきました。

そのような意図があり、このような方針にさせていただいたということでございます。

○清水会長

滋賀県国土利用計画で、琵琶湖あるいは滋賀県としての特徴を出しましょう、滋賀県として考えなければいけない国土利用というものを、もう少し積極的に考えましょうということがあった。それを反映して、国の国土利用計画もあるが、水源林あるいは水源涵養というものが滋賀県の森林にとっては重要な位置付けがあり、それが滋賀県の国土利用計画の中にも入っている。これは滋賀県の特徴だと思う。

それで、現行の土地利用基本計画は、水源涵養という文言が入っていなかったのもので、森林に対して水源森林地域という言葉新たに、国土利用計画に合わせ、滋賀県として特徴のある土地利用基本計画をとということかと思う。

今まで、この調整指導方針の表の中に入っていなかったのもので、そうした意図をちゃんと入れる意図があると思う。いままでの土地利用基本計画の調整指導方針を踏襲して、プラス水源涵養という意味合いを森林に持たせましょうというのが意図だと理解している。

○事務局

ありがとうございます。

○清水会長

よろしいか。

○浅見委員

はい。

○小川委員

文章表現というか、文言だけの話だが、資料4の14ページのところに、集約化という言葉を入れていただいていると思う。先ほどの御説明だと、国土利用計画の12ページのところで、集約化という話があるので、ここに入れたという話だったと思う。

何を集約化するのかが、この文章だけではちょっとよく分からないなと思った。14ページの都市地域のところ。都市地域の中に集約化という言葉を入れているが、何を集約化するかというのが、この文章だけだとちょっとよく分からない。

第五次国土利用計画を見ると、郊外に拡大してきた市街地について、集約するよう誘導していくということなので、おそらく市街地の誘導、市街地の集約化ということだろうと思うが。

土地利用基本計画の文章の中にも、何の集約化かというお話を少し明確にした方がいいかなと思った。文言だけの話だが、それを感じた。

○清水会長

滋賀県国土利用計画、資料4の12ページの一番左側の上の方ですが、3行目に「このため、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約するとともに」という意味での集約というふうになっているが。

○小川委員

それはいいのだが、今回変更する土地利用基本計画の方で入れている集約化という単語に対して、何を集約化という意味なのかが、この中には書かれていなかったのが、この土地利用基本計画の中で示しておいた方がいいのかなと思った。

○清水会長

いかがか。

○事務局

小川委員がおっしゃっているのは、分かりづらいということですね。具体的イメージが分からないということかと思う。

○小川委員

何を集約化するのが、この真ん中の部分だけ見ては分からないので、例えば市街地の集約化とか、都市計画の集約化とかというふうにした方がいいのではないかということである。

○事務局

もう少し例示をするなど検討させていただきます。

○清水会長

よろしいですか。

○小川委員

はい。

○北村委員

私は民間でやってきましたので、プランを立てる前には必ず現状を認識し、それからグローバルな、あるいはローカルな視点でいろいろな変化を見極めて、将来指向どうしているかということで、プランをして、インターバルは短くそのプランの実行具合というのをチェックしていく。

国土利用について、私は住民目線で申し上げたい。私も自分名義の田んぼがあり、放棄せざるを得ない、できないという現状があるわけだが、いろいろな利用の現状というのがある。だから、好事例もあるだろう。ベストプラクティスというか、いい活用例もあれば、放棄されているとか、世の中に大きな変化があるが、そういう認識をみんなで共通して、こういう問題をどうすればいいかということである。いま聞いていますと、農業分野はまた別だというふうにやっているということですから、そこへ下ろすようなことも、ここで話し合われていくのかなと思う。

今回は議題の案内があったとおり、計画を変更するのだということであった。しかし、この審議会というのは、こんなことがある、こんなことをやっているグループあるというような事例を委員会なりに下ろしていくような場面、そのようなものかなと思っていた。

今回変更する土地利用基本計画も非常に重要なものですから、きちんとしなければならぬが、何か具体的なお話もたくさんあるかと思っていた。

初参加で大変失礼なことを申し上げたかと思うが、本来のここの役割というものを認識する中で発言をさせていただきたいというのが、率直な感想である。

○清水会長

今年度は、今回と1月の審議会は、この土地利用基本計画を議論するための審議会になると思う。ただ、そのほかに、いま言われたようなそういう場は、どこかにあるのか。

○事務局

個別の事象を議論するよう場ということですか。

○清水会長

おそらくそれをするとするならば、今年度はちょっと難しいかもしれない。来年度以降というような話になるのかと思うが。本当にそれができるのか。あるいは、それがこの審議会なのか、また審議会の中に部会みたいなものをつくるのか、あるいはまったく違ったものをということになるのか、それは難しいですという話になるのか。

○北村委員

個別の事象の概略というか、起きている事象を認識して次回の計画変更なりに反映することだろうと思う。個別の事象を解決するためには、それはまたそれなりの御専門の方が、また関係する人たちが集まって、どこかでやっていらっしゃるだろうと思うのだが。

○辻田委員

私も初めての参加で、わりとよく似た印象を持っています。ちょっと表現を変えて、私が疑問に思ったことをお話しさせていただきたい。

国土利用計画と土地利用基本計画に関して、農業や自然の分野に関しては、土地利用基本計画の方が下位にあたるということで、わりとじっくりきたのだが、都市計画、都市地域に関していうと、なんだが上位の国土利用計画の方が、より詳しく書かれているような印象さえある。

例えば、基本方針の、「適切な県土管理と県民の豊かさを実現する県土利用」の中の「暮らしと産業を支える基盤づくり」というような、目的に照らし合わせたときに、国土利用計画では、企業の新規立地の促進だとか、放射状の交通ネットワークの強化だとか、具体的なことが書かれている。

ところが、そういうことをこの土地利用基本計画の中で、どう推進しようとしているのかというところが、あまりよく見えてこない。

そのあたりが、たぶん初参加の者にとっては、少々、うんという感じの会議になっているのではないのかなと感じた。たぶん、皆さんも同じような印象をお持ちではないか。

その方針とか、目的とかに照らし合わせてみて、これが全体としてどうでしょうねという議論に、あまりなっていない。上位概念に照らし合わせて、今回のこの土地利用基本計画とがどう整合性があるのか、ないのかというような議論になると、疑問に感じているところが少しくリアになる。

○北村委員

ありがとうございます。

○事務局

初参加の委員の皆さまの分かりづらい部分は、私も初めてこちらに来て、すごく難しいと思ったところです。

まず、国土利用計画の全国計画で、国全体の国土の利用の方向性をどうしていこうかということ、国の方で作られた。ただ、国の計画だけでは、動いていかない。

では、都道府県の単位では、どういうふうにしていくのかということ、昨年度御審議いただき、滋賀県における国土利用計画の策定をさせていただいております。

では、今回の土地利用基本計画は何なのだというのが、おそらく一番の御疑問だと思います。土地利用基本計画の中で、資料1の裏面に計画書と計画図がありますよということ、御説明申し上げましたけれども、計画図の方は、地図です。お手元の地図になっておりまして、計画書の方が、利用の基本方針であるとか、重複地域における調整方針ということでございます。

個別の市町についてこうしてくださいというようなことは市町の担当なので踏み込まな

いことになりませんが、例えばいま人口減少が進んでいる中で、コンパクトな街にした方が後々のこと考えたら望ましいのではないかといった方向性の話があります。

あるいは、今度防災の話で、災害が各地で起こっていますし、台風18号の件もありましたので、そういった視点でもまちづくりは必要なのではないかとか、そういう大きな視点を書いていくことが、この土地利用基本計画になるのかなと思っています。

ただ、昨年度審議いただいてつくっていただいた国土利用計画がありますので、そこから大きく外れるということは基本的にないという部分で、ちょっと重なってしまうところがある。そこが分かりにくさを助長しているのかなと思うのですが。

国土利用計画より文章を少し加えて、例えば、防災の関係ですと、耐震化だけではなくて、滋賀県は川も多いですので土地のかさ上げといった水害の対応も必要だということを、具体的なところを足しながら、計画を作らせていただければと思っています。

○辻田委員

農業や防災に関しては、土地利用基本計画のほうがより詳しくなっているので、分かるのだが、例えば産業に関して言うと、何かちょっと見えにくかったりするなということです。

○北村委員

農地にこだわるわけではないが、例示として挙げやすいので挙げると、例えば資料4の15ページで、先ほど議論のあった「かつては耕作放棄地、荒廃農地の発生防止と解消に努める」とある。そのアクションプランは、どうするのか、どう行動するのかというものが見えない。具体性が見えない。

○事務局

国土利用計画の審議の中で、いろいろな課題をまず挙げさせていただいて、現状がどうだと、それに対して課題はどうだということは、御審議いただいた上で国土利用計画をつくらせていただいた。この土地利用基本計画の中では扱いませんけれども、措置の概要という部分で、施策の概要をどのようにしていくかというのは、国土利用計画の中で記述しております。

土地利用基本計画でも御議論いただいた変化と課題や基本方針は、国土利用計画を基本とさせていただいた。その後、それを受けてこの調整方針をどうするかというところで、御審議をいただいております。

○北村委員

それはよく分かる。たぶんそのような議論がこの場でもあったのだろうと思う。

ただ、荒廃農地の発生の防止と解消に努めると、そこから先の具体的な施策とチェック

はどういう部署でどうされているかというのが、われわれは分からない。でも、それをやらないといけないのではないか。例えば、発生防止と解消に努めるというのは、どういう組織というか、スキームでやって、それがどうなったのかというのが、よく分からない。

○事務局

我々は、土地利用全体の調整部署でありまして、その調整部署としてこの計画案を作成させていただいておりますけれども、例えば農業であれば、農政の担当の部署がありますので、そちらの方で具体的な行動の施策をされているということです。

○北村委員

1年たったときか、2、3年たったときでもいいが、それがどう改善されたかとか、現状はどういう具合に推移したのかというのは、この大本の計画を検討しているこの場では、レポートがされているわけか。

○事務局

土地利用基本計画の基本となる国土利用計画では面積目標が計画ではあるのですが、進捗管理として、面積現状どうなっていますよというようなことは、毎年、御報告させていただいています。

○北村委員

そのプロセスである、施策についてもされているのか。

○事務局

第五次国土利用計画をどのように管理していくかということは確かにございますが、国土利用計画の措置状況等の把握として、表にして、御報告はさせていただいております。

○北村委員

Plan Do Check をちゃんとそれぞれの部署でやって、ここで報告されているという理解でいいのか。

○事務局

国土利用計画につきましては、御報告させていただいております。

○北村委員

了解した。それなら、かなり納得できる。

○清水会長

配布された「現状と対策」、これは毎年出されるか。

○事務局

これは毎年、出させていただいております。

○清水会長

これは滋賀県全体としての統計値みたいなものだが、滋賀県全体としては、現状とか今までトレンドというのは見られる。また、平成 29 年 3 月に改定された国土利用計画も記載されているし、現行の土地利用基本計画も入っている。これを見て、ある程度、全体の現状がわかる。

どんな対策をとというのは、それぞれ個別にということになる。

○事務局

土地に関する個別の各課の施策の状況につきましては、国土利用計画の管理ということで、またこの審議会御報告申し上げる機会がございます。

○北村委員

分かりました。

○小杉委員

ちょっと質問させていただきたい。国土利用計画に、地域別の計画が記載されている。資料 4 の左側 17 ページ以降に地域別の県土利用の基本方向が、結構詳しくいろいろ、各地域についてどういうふうにもっていくかというような理念が書かれているが、この内容というのは、今回、土地利用基本計画の中で、どんなふうに反映していくことになるのか。

これはこれで別途あって、基本計画とは直接の関わりはないということなのか。この地域の、かなり詳しく書いてある問題点だの、方針等というのは。

○事務局

土地利用基本計画でも、13 ページから 14 ページにかけて、この地域別の県土利用の基本方向については、国土利用計画で定めていますということは、土地利用基本計画でも押さえさせていただいています。

○小杉委員

そうすると、その間の調整というのは、地域の具体的なプランというのが実際のプランになると思うが、これと基本計画の重複する場所の考え方が実際に整合するのとか、場

所によっては何か不都合が起こるのかとか、そういうことを考えながらこの方針を検討していかないといけないということか。

それとも、そういうことではなくて、そういう何か一致しないような部分があれば、例えば、利用区分の変更であるとか、そういう個別の案件で対応していくのであって、それとこの今回の土地利用基本とはそんなに整合を見ていかななくてもよいということか。地域の計画についても、考えていかないといけないということか。

もしかして、北村委員がおっしゃっていることと同じようなことなのかもしれないが。

○清水会長

前の滋賀県国土利用計画と地域区分が変更ないのであれば、県の国土利用計画の改定がどのように反映されたかというようなものが分かれば、そういう意味では、現状が分かってよいということでは。

何かそんなことがあれば、確証が得られる。そういうことが可能か。

それがたぶん計画を立てて、その後どうなっているのかで計画を修正しましょう、変更しましょう、ここがこう動かなかったから、あるいはここが動いたから、これを残しましょうという、そういうサイクルが回るということなのだと思うが。

あるいは、第五次滋賀県国土利用計画をこう決めました。これに合わせて、各市町で国土利用計画を立ててもらう必要がある。

地域区分などは市町との調整の上、改定している国土利用計画ですから、どのように反映されましたかとか、どのように検討されましたかというような、ぼんやりとした意見でもいいが、そういうのが少しでもあると、皆さん、私も含めて納得できるのかなとは思いますが。

○事務局

改正前の状況ですか。

○清水会長

前でもいいですし、いま第五次国土利用計画が3月にできていますから、いま各市町で国土利用計画を検討されているところか。それには、もちろん反映されていると思うが、この部分のどこをどう反映してと言うとおかしいですが、ここは重要なので、ここは特に強調して取り入れましたとか、そういうものが何かあれば。

そうすると、この滋賀県の国土利用計画で立てたことで、各市町に生かされてきて、だんだん行政としては上の方から下の方へ、各隅々へということが納得できる部分があると思う。何かそういうことをやっていただくことは可能か。

○事務局

今年度、市町国土利用計画を改定するのは2市ということを聞いております。

滋賀県国土利用計画で書かせていただいている地域別の県土利用の方向等と市町計画がこういうかたちでリンクしているというようなことは、市町国土利用計画を改定された後に審議会でお示しさせていただけるかなとは思いますが。

○清水会長

どうしてもわれわれは文書を求めるのですが、口頭での会話をされてそれをお伝えいただいても構わないと思う。担当者の方とこんな会話ができましたというだけでも。何か文書をつくって回答してアンケートを採ってという、これはまた大変なことになる。オーラルコミュニケーションでも構わないので、そういうのを何かここで出していただきたい。

○事務局

次の審議会では、改定を考えておられる市町の国土利用計画の姿が見えてくると思われますので、そういうところで、どういう調整をさせていただいているとかというようなお話は、またちょっと御紹介できるかなと思っております。

○事務局

ちなみに、大津市が新しい計画を昨年度中に改定されまして、現在、2市で改定作業中というふうに伺っています。まだ今年度末までには3市しか出そろってこない状況ではございますが、次の審議会では、現在改定中の2市と、すでにできております1市につきましても、報告させていただけると思っています。

○清水会長

よろしく願います。

○佐伯委員

先ほどの多面的より公益的というお話があったのを、私は興味深く伺っていた。公益という言葉は、行政の分野ではそれこそまさに多面的な内容の言葉で、公益の中身に、しばしば相対立し合うような要素が入り込んでくるところでもある。

先ほど議論が落ち着いたところのように、多面的と言うにせよ、公益的と言うにせよ、それに該当する具体的な内容はどのようなものなのかという適切な例示をもう少し足されるということは、誠に肝要なことではないかというふうに、伺っていた次第です。

それから、何人かの委員がすでにおっしゃっていることに尽きると思うが、それぞれの計画間の関係をどう考えるか、法律の条項上、よく分からないややこしい問題である。基本とする、あるいは整合するというふうにいるいろいろな用語が違っているのですが、これをそ

れぞれどう理解したらいいかという、これで論文を書く人もおられますので、勉強してこないといけないなと感じた。

具体的なお話になりますと、手元に「六法全書」が欲しいなと思うことが、実は何回もあった。野村委員がおっしゃった話は、農地法その他の関連する法律を理解しないと、到底分からないと内心思ったので、そういうところまで掘り下げていかないといけないかもしれない。

とはいえ、しかし先ほどのジレンマのように、土地利用基本計画レベルでは、具体的な事象を念頭に置いた上でないと適切な記述はできないけれども、他面この土地利用基本計画レベルでは、あまりに具体的な事項には踏み込みがたい。

その具体的な事項の解決については、既存の法令や条例の個別適切な適用による、あるいはまた、条例を改正してその事案については新たに対処するといったような措置が必要になる。

そうすると、この審議会では、基本的な方向付け以外にはなかなかしにくい。といって、基本的な方向付けだと、もの足りないところがある。国土利用計画の設定のときも、そういうジレンマがあったが、そういうジレンマと、われわれはずっと向き合って、どう解決しないといけないのかということを考えていかなければいけないなと、あらためて思った次第です。

○花房委員

この審議会は、いつも出させてもらって、なかなか具体的に分かりにくいところがある。

土地利用基本計画が、例えばこういうふうに出されて、これが全部できたら、もう何も審議しなくても素晴らしいなと思うのですが、その方向性をこの審議会で議論していくのだらうと思うのですが、具体的に細かい中身というのは、また別でやるのでしょうか、この審議会では、本当に議論の仕方が難しいなといつも思う。どこまで個別に入っていいのかどうかというのも悩むところもある。

過去に、この審議会は、土地利用の変更のあった場合の承認をする場なのかなと一時思ったりすることもあった。もう決まってしまうことを、ここで審議することでもいいのかなと思ったときもあった。

例えば、この都市防災とかもいろいろと素晴らしいことが書かれているが、毎年、豪雨災害とか、あちこちで起こっているが、これが本当に土地利用につながっているのか。書かれていることは、この方向性で素晴らしいと思うが。

例えば、前の都市防災と同じ内容がそのまま入っているけれども、進化していないなというところはある。その辺をどこまでこの審議会で議論をすべきなのかなというのが、ちょっと分かりづらいところが私にとってはある。

あまり入り過ぎると、部局協議になってしまうので、方向性で言ったらここに書かれている内容は、農地の荒廃もそうだし、ちゃんときちんとしますよというものは、これ以上

やってもらったらいいですねということになってしまう。

大きな計画なので、この中で、2時間ほどの間で、どの程度の審議をすればいいのかというのを迷っているところ。

○清水会長

私も前期からこの審議会に出させていただいているのですが、3年間やってみても同じ感想。

昨年度の最後に、今の審議なのか、報告なのかみたいな話の一つあったが、そのときに私自身で理解したのは、これは行政の人も困っているなというのが、正直なところだと思う。

先ほどの各個別の法律が先にできていて、それに基づいて行政の方が各課で動いておられて、その後、言ってみれば上から傘のような法律をつくった。

ですから、上位法と個別の方法をつなげるものが、いまはまだ欠けている状況なのだと、私は思っている。それでも、上から法律があるので、将来はつながることを想定して上の物はつくっておかなければいけないのかなと思いつつながら、私は3年間、委員をやらせていただいた。

そういう意味では、いまいろいろな御意見が出ていますが、行政の方も困っておられるだろうなと思う。私たちが悩んでいることと同じような悩みを持っておられると思う。

ただ、やらないと、この空間のギャップがなかなか埋まらないので、これは、私たちもこの審議会では何を議論していいのかということも含めて苦しむが、確実にやらなければいけないことだろう。

極端な言い方をすると、既成事実をつくっておいて、これも重要ですよ、何とか整合性を取っていきましょうということをするための審議会でもあるのだろうなという理解で、私はおります。

○深川委員

最後の方ですので、ほとんど言うことが残っていないような感じだが、感想としては、やはり会長代理はなかなか難しいなというのが、それが基本的に率直な感想である。

一つは、私はこの委員として呼ばれましたのが、防災に関して土地利用基本計画が妥当であるかどうか、意見を求められるという側面が非常に強いのではないかなと思う。

そういう意味で、滋賀県らしさという意味では、どの災害のリスクを最も強調すべきであるかという点について、バランスがどうかという観点で、もう一度しっかり資料を見させていざこうと思う。

ただ、そうすると、どうしてもこの滋賀県の国土利用計画の方にも入っていかざるを得ないので、単なる意見に終わる可能性があると思うが、そちらの方についても感じたことは、率直に意見として、例えば次回に述べさせていただこうと思う。

それを、具体的に土地利用基本計画の方で、各地域の話が特に17ページ以降に出てくるわけですが、そこでの災害リスクで取り上げている災害は、だいたい土砂災害である。たぶん一番怖いのは地震なのだろうと思う。その辺の取り上げ方が少し弱いのではないかというのが、率直な感想。それはきちんと読ませていただいて、意見は別途述べさせていたかどうかと思う。

○崎山委員

この県の第五次の国土利用計画を基本として、次の土地利用基本計画を変更するところで、滋賀らしさという部分で、16ページの水源森林地域のところがいまの現行の基本計画から変更されるというところでは、やはり7年たつての変化というところがある。また、障害の部分もそうだが、滋賀県らしさというものをすごく強調される時期になってきますので、この部分というのは大事かなと思っている。

それと、農業の部分で、獣害というのが本当にある。水害というのは、何年かに1回という、そのとき一瞬ですけれども、獣害というのは、じりじり、じりじりと土地の作物の害が来ていると思うので、そのところをもう少し加えていただくということは、いかなかなと思った。

○清水会長

後半の方は、事務局としていかが。検討いただくことは可能か。

○事務局

検討させていただきます。

○清水会長

皆さんの御意見をお伺いして、12時を過ぎていて申し訳ないのですが、ほかにこれだけはというものがもしありましたら、願います。よろしいか。

それでは、いま頂いた御意見を踏まえて、事務局の方で検討いただいて、その後、市町等との調整がありますので、それがあって、修正したものが次の1月の審議会に出てくるというかたちになりますので、また日程調整を含めてよろしく願います。では、事務局にお返す。

○事務局

ただいま頂戴致しました御意見につきましては、これを踏まえてまた素案を修正させていただきますので、次回の審議会にお諮りをさせていただきますので、何とぞよろしく願います。

以上をもちまして、本日予定されておりました議事は全て滞りなく終了していただきま

した。円滑な議事運営に御協力いただきまして、清水会長、委員の皆さま、誠にありがとうございました。

閉会に当たりまして、高荒課長からお礼を申し上げます。

○高荒課長

本日は、皆さま御多用のところ、大変ありがとうございました。たくさんの御議論、御示唆を頂きまして、この制度、それから審議会そのものについても多くの御意見を頂いたかと思っております。

これまで、国土利用計画からずっと御審議もいただきまして、それを基に、また滋賀県の土地利用を進めていくために、いま御議論いただいていると私は思っておりますので、頂いた御意見をしっかりと斟酌して、反映させていきまして、具体論を個別のところには確実につなげられるように、われわれは議論をしてみたいと思っております。引き続き御指導を賜ってみたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

最後になりますけれども、本日の御議論について、あらためて心から御礼申し上げまして、結びの御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

4 閉会